

(3) 応募者の業務執行能力及び財務能力

応募者は、次の要件を満たすものとする。

ア 本事業を効果的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

具体的な要件は、以下のとおりである。

(ア) 施設整備業務

a 必要な設計または工事実績

施設区分	求める設計または工事実績
管路施設	平成8年度以降に農業集落排水事業により造成された管路施設を設計または施工した実績を有すること。 なお、類似工事として、下水道事業における管路施設または農業用パイプラインの設計・施工実績も可とする。
汚水処理施設	平成8年度以降に農業集落排水事業により造成された汚水処理施設を設計または施工した実績を有すること。

b 各施設の建設業務において必要とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査で示された総合評定値

施設区分	工事区分	総合評定値
管路施設	土木工事	700点以上
	土木工事	700点以上
汚水処理施設	建築工事	700点以上
	機械器具設置工事	700点以上
	電気工事	700点以上

(イ) 維持管理・運営業務

必要な維持管理業務実績

施設区分	求める維持管理業務実績
汚水処理施設	平成8年度以降に農業集落排水事業により造成された汚水処理施設の保守点検業務実績を有していること。

イ 本事業を円滑に遂行するために必要な、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

具体的な要件は、以下のとおりである。

(ア) 参加資格審査時

第2、4、(2) 応募者の制限の各条項に該当しないこと。

(イ) 提案書提出時

基礎審査に合格すること。

ウ 設計企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づき建築工事務所の登録を行っていること。

エ 建設企業は、建設業法第3条第1項の規定により、土木一式工事、建築一式工事及び管工事について特定建設業の許可を受けていること。なお、工事を実施するときは、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第33条の規定に基づき浄化槽工事業の届出を行うこと。

具体的な要件は、以下のとおりである。

施設区分	工事区分	求める要件
管路施設及び 汚水処理施設	土木工事	土木一式工事に係る特定建設業の許可
	建築工事	建築一式工事に係る特定建設業の許可
管工事	管工事	管工事に係る特定建設業の許可
	機械器具設置 工事	機械器具設置工事に係る特定建設業の 許可
	電気工事	電気工事に係る特定建設業の許可

オ 維持管理企業は、浄化槽法に基づき適切な維持管理業務を遂行できる能力を有していること。

上記ア（イ）と同様。

カ その他本事業の設計、建設、維持管理及び運営の各業務を遂行するに当たり必要となる各種法令に基づき資格等の取得または資格者等の配置ができること。

具体的な要件は、以下のとおりである。なお、資格者等の配置を確認する資料については、提案書類の受付時に提出すること。

(ア) 施設整備業務

a 必要な設計または工事実績

上記ア（ア）aと同様。

b 管理技術者及び照査技術者に求められる資格

業務区分	求められる要件
管路施設の設計	技術士（業務に該当する部門（※1））またはこれと同等の能力と経験を有する技術者（※2）
汚水処理施設の設計 管路施設のうち建築等 設計	技術士（業務に該当する部門（※1））またはこれと同等の能力と経験を有する技術者（※2） 一般建築士

※1：「業務に該当する部門」とは、農業部門のうち農業土木若しくは農村

環境、または上下水道部門のうち下水道をいう

※2：「これと同等の能力の経験を有する技術者」とは、(社) 地域資源循環技術センターに登録された上級農業集落排水設計士、(社) 土地改良測量設計技術協会に登録された農業土木技術管理士、または(社) 建設コンサルタンツ協会に登録されたシビルコンサルティングマネージャー(業務に該当する部門)の民間資格を有する者をいう。

c. 主任技術者または監理技術者に求められる資格

業務区分	求められる要件
管渠施設の工事	一級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格
汚水処理施設の工事	一級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格
管路施設のうち建築等工事	一級建築施工管理技士またはこれと同等以上の資格 一級電気工事施工管理技士またはこれと同等以上の資格 一級管工事施工管理技士またはこれと同等以上の資格

(イ) 維持管理・運営業務

a 必要となる維持管理業務の実績
上記ア(イ)と同様。

b 業務に求められる資格

施設区分	求められる要件
汚水処理施設	浄化槽管理士

5 提案の審査

(1) 審査委員会の設置

提案の審査は、学識経験者等からなる「加須市大越処理区農業集落排水事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において行う。審査委員会の委員は以下の5名である。

委員長	法政大学 経済学部教授	黒川 和美
委員(委員長職務代理)	関口幸男法律事務所 弁護士	関口 幸 男
委員	茨城大学 農学部教授	中曾根 英雄
委員	(社) 農業土木学会 専務理事	岩 崎 和 巳
委員	千葉県土地改良事業団体連合会事業部次長	

(2) 審査方法

提案の審査方法は、別添「事業者選定基準書」によるものとする。

(3) 選定結果の公表

市は、優先交渉権者の選定を行った時は、その結果を速やかに公表する。最終的に応募者がいない場合、または本事業をPFI法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案がない場合には、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

なお、審査方法及び審査結果に対する異議申立等は認めない。

(4) 複数の応募がない場合の取扱い

複数の応募がない場合には、事業者選定基準書を参考に、当該提案がPFI法に基づく特定事業として実施することが適当であるか否かの審査を行う。

6 提出書類の取扱い

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、資格審査書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 使用する言語及び単位

事業への応募に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

(4) 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業において、公表及びその他必要と認めるときは、応募者と協議の上、提案書の全部または一部を使用できるものとする。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令

に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類は、変更できないものとし、理由のいかんに係わらず返却しない。

(7) 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできない。

(8) 市が提示する資料の取扱い

応募者は、市が提供する資料を、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

第3 提出書類の内容

1 提出書類

提出書類は以下のとおりである。なお、提出書類については、本募集要項のほか、別添「様式集」を参照するものとする。

(1) 資格審査書類

資格審査書類受付時に次の書類を一括して、正本1部、副本1部提出する。

- ① 参加表明書 (様式A-3)
- ② 参加資格審査申請書 (様式A-4)
〈添付書類〉
すべての構成員について、以下の書類を添付する。
 - a 社概要及び定款
 - b 企業の決算報告書(単体及び連結、直近3カ年)
なお、決算報告書は有価証券報告書とし、同報告書を作成していない企業は、貸借対照表、損益計算書、利益処分案、営業報告及び附属明細等の計算書類を提出するものとする。
 - c 納税証明書(法人税、消費税、法人事業税、法人市町村民税及び固定資産税)の写し(直近1カ年)
 - d 法人登記に関する登記事項証明書

③ 構成員メンバー表 (様式A-5)

④ 委任状(構成員→代表企業) (様式A-6)

⑤ 委任状(代表企業内、構成員内) (様式A-7、A-7-2)

⑥ 代表企業の参加資格要件一覧 (様式A-8)
〈添付書類〉

- a 平成17・18年度加須市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿への登録及び格付を証する書類(建設工事入札参加資格級別格付決定通知書の写し)
 - b 建設業法第3条の1に規定する経営事項審査結果通知書の写し
- ⑦ 管路施設の設計業務を行う企業の参加資格要件一覧

- (様式A-9)
- 〈添付書類〉
 調書に記載した業務の委託契約書の写し、完成検査通知書または実績証明書の写し、及び設計大要が記載されている資料
- ⑧ 汚水処理施設の設計業務を行う企業の参加資格要件一覧 (様式A-10)
- 〈添付書類〉
 a 建築士法第23条に規定する建築士事務所登録に係る登録通知書の写し
 b 調書に記載した業務の委託契約書の写し、完成検査通知書または実績証明書の写し、及び設計大要が記載されている資料
- ⑨ 管路施設の建設業務 (土木工事、建築工事、機械器具設置工事、電気工事) を行う企業の参加資格要件一覧 (様式A-11)
- 〈添付書類〉
 a 建設業法第3条の1に規定する特定建設業の許可に係る許可通知書の写し
 b 建設業法第3条の1に規定する経営事項審査結果通知書の写し
 c 工事実績に記載した業務の請負契約書の写し、工事完成検査通知書または施工実績証明書の写し、及び工事大要が記載されている資料
- ⑩ 汚水処理施設の整備業務 (土木工事、建築工事、機械器具設置工事及び電気工事) を行う企業の参加資格要件一覧 (様式A-12)
- 〈添付書類〉
 a 建設業法第3条の1に規定する特定建設業の許可に係る許可通知書の写し
 b 建設業法第3条の1に規定する経営事項審査結果通知書の写し
 c 工事実績に記載した業務の請負契約書の写し、工事完成検査通知書または施工実績証明書の写し、及び工事大要が記載されている資料
- ⑪ 維持管理・運営業務のうち汚水処理施設の保守点検業務を行う企業の参加要件一覧 (様式A-13)
- 〈添付書類〉
 a 調書に記載した業務の請負契約書の写し、業務完了検査結果通知書の写し、及び当該業務内容を確認できる仕様書等 (様式A-15)
- ⑫ 協力企業名簿 (様式A-15)
- (2) 提案書類
 提案書受付時に以下の書類 (提案提出届については1部、技術提案書及び価格提案書については、正本1部、副本30部) を一括して提出する。なお、提出書類には、所定の表紙を付け、それぞれ1分冊とする。
- ア 提案書提出届 (様式B-1)
- イ 技術提案書
- (ア) 管路施設の設計・建設
- ① 設計説明書 (管路計画平面図、計画縦断面図) (様式BK-1)
 - ② 設計説明書 (管路施設設計計算書) (様式BK-2)
 - ③ 設計説明書 (特殊構造物等構造図) (様式BK-3)
 - ④ 設計説明書 (施工計画) (様式BK-4)
 - ⑤ 設計説明書 (工程計画) (様式BK-5)
 - ⑥ 当処理区内の地上条件及び地下条件に関する事業実施上の評価並びにこの評価を踏まえたSPCに求められる役割 (様式BK-6)
 - ⑦ 旧実施設との比較優位性の確保 (様式BK-7)
 - ⑧ 建物、井戸または用水施設との近接工事を行う場合の設計及び施工計画 (様式BK-8)
 - ⑨ 工事期間中における地域住民の生活に対する利便性の確保 (様式BK-9)
- ⑩ 設計図書 (管路計画平面図、計画縦断面図)
- ① 設計図書 (管路施設設計計算書)
 - ② 設計図書 (特殊構造物等構造図)
 - ③ 設計図書 (各版設、工法等構造図)
 - ④ 設計図書 (概略工程表)
- (イ) 汚水処理施設の設計・建設
- ① 設計説明書 (容量等計算書) (様式BO-1)
 - ② 設計説明書 (施工計画) (様式BO-3)
 - ③ 施設の優れた維持管理性等の確保 (様式BO-4)

④ 工事の安全性及び確実性の確保	(様式BO-5)	を証明する資料
⑤ 設計図書(容量等計算書)	(様式BO-1-2)	
⑥ 設計図書(全体平面図)		
⑦ 設計図書(フローシート)		
⑧ 設計図書(設備上部平面図)		
⑨ 設計図書(設備下部平面図)		
⑩ 設計図書(設備断面図)		
⑪ 設計図書(施設鳥瞰図)		
⑫ 設計図書(概略工程表)		
(ウ) 維持管理・運営業務		
① 維持管理体制	(様式BI-1)	
② 管路施設	(様式BI-2)	
③ 汚水処理施設	(様式BI-3)	
④ 長期修繕計画	(様式BI-4)	
⑤ 長期修繕計画書	(様式BI-4-2)	
(エ) 事業計画その他		
① 事業収支計画	(様式BJ-1-2)	
② 事業スキーム図	(様式BJ-1-3)	
③ SPC調達資金の金利及び調達額の算定	(様式BJ-2-2)	
④ 資金調達の方法	(様式BJ-2-3)	
⑤ リスク管理方針	(様式BJ-3-2)	
⑥ 本事業の早期効果発現のための措置	(様式BJ-4)	
⑦ 地域振興に対する貢献	(様式BJ-5)	
ウ 価格提案書		
① 価格提案書(全体)	(様式BP-1)	
② 価格提案書(内訳)	(様式BP-2)	
③ 建設委託料内訳書及び費用負担計算書	(様式BP-3-2)	
④ 維持管理委託料内訳書	(様式BP-4-2)	
エ その他		
① 配属予定技術者の業務実績等の要件一覧	(様式A-1-4)	
② 配属予定技術者の資格を証する書類		
③ 配属予定技術者の実績として記載された業務に対する当該技術者の従事		
2 応募の無効に関する事項		
次のいずれかに該当する応募は、無効とする。		
① 応募者の参加資格要件の無い者が行った応募		
② 「参加表明書」に記載された代表企業以外の者が行った応募		
③ 応募者の記名及び押印を欠く応募、または応募事項を明示しない応募		
④ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募		
⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募		
⑥ 同一事項に対し、2通以上の書類提出がなされた応募		
⑦ その他募集要項等において示した応募に関する条件に違反した応募		
3 優先交渉権者の選定方法		
① 市は、提案審査(「事業者選定基準書」参照)における「総合評価点」を踏まえ、優先交渉権者を決定する。		
② 優先交渉権者が事業契約を締結しない場合、または事業契約を締結できない場合には、「提案審査」における総合評価点の高い者から順に契約交渉を行うことがある。		

第4 優先交渉権者決定後の措置

1 基本協定の締結

市は、優先交渉権者と基本協定を締結する。ただし、優先交渉権者が基本協定締結までの間に第2、4、(2)のいずれかの要件に該当した場合は、優先交渉権者との基本協定及び優先交渉権者が設立するSPCとの事業契約は締結しない。

2 特別目的会社（SPC）の設立等

- (1) 出資の条件等
 - ① 優先交渉権者は、本事業を遂行するため、SPCを会社法（平成17年法律第86号）に基づき株式会社として埼玉県内に設立する。
 - ② SPCの発行する全ての株式は、構成員により本事業の契約期間終了時まで保有されなければならない。また、代表企業のSPCへの出資割合は50%を超えなければならないものとする。
 - ③ 構成員によるSPCへの出資金額は、8千万円を超えるものとする。
- (2) 有資格者の配置
以下の要件を満たす工事監理者を配置すること。
 - ① 工事監理者が所属する企業が、建築士法第23条の規定に基づき一級建築士の登録を行っていること。
 - ② 建設業法第27条の18の規定による監理技術者資格証を有し、専任で従事できること。

3 事業契約の締結

- ① 市は、PFI法第9条の規定に基づき、市議会の議決を得た上で、優先交渉権者が設立するSPCと本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）を締結する。
- ② 事業契約締結に係る費用は、SPCの負担とする。
- ③ SPCは、契約締結後速やかに、提案価格の積算内訳書を市に提出し、確認を受けなければならない。

4 SPCの権利義務等に関する制限

- (1) SPCの事業契約上の地位の譲渡等
市の事前の文書による承諾がある場合を除き、SPCの構成員は契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法等により処分してはならない。

(2) SPCの株式の譲渡・担保提供等

SPCの構成員は、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 債権の譲渡

SPCが、市に対して有する本事業の施設整備業務及び維持管理・運営業務に係る債権は、市の事前の書面による承諾がなければ譲渡することができない。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

SPCが、市に対して有する本事業の施設整備業務及び維持管理・運営業務に係る債権に対する質権の設定及びこれらの担保提供は、市の承諾がなければ行なうことができない。

(5) 土地の使用等

SPCは、事業期間中において、特定事業の用に供するために、汚水処理施設の建設予定地を無償で使用することができる。

(6) 財務諸表の提出

SPCは、毎会計年度、当該会計年度の財務諸表（会社法第435条第2項に規定する計算書類、事業報告及び附属明細）を作成し、公認会計士または監査人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎会計年度経過後3カ月以内に市に提出する。また、市は、当該計算書類を公開できるものとする。

5 契約保証金

契約保証金については、以下のとおりとする。

(1) 率

施設整備業務に要する費用（ただし、割賦支払利息を除く。）並びにこれに係る消費税額及び地方消費税額の100分の10以上。

(2) 次に掲げる有価証券等を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

- ① 国債または地方債の証券
- ② 鉄道証券その他の政府の保証のある証券
- ③ 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券

第5 事業の実施に関する事項

1 業務の委託

SPCが本事業における業務の一部を構成員以外に委託する場合は、または請け負わせる場合は、事前に市の承諾を得るものとする。

2 保険

SPCまたは民間事業者は、建設期間中において、建設工事保険及び第三者賠償責任保険に加入することが必要である。維持管理期間においては、第三者賠償責任保険及び火災保険に加入することが必要である。保険等の具体的内容は、「業務要求水準書」で示す。

3 市による事業実施の監視（モニタリング）

- ① 市によるモニタリングは、SPCにおけるセルフモニタリングによる自主改善が十分に機能するように措置されることを前提とする。
- ② 市は、このようなSPCの改善措置を前提として、事業の実施状況のモニタリングにより、SPCが定められた業務を確実に実施し、業務要求水準書に規定された要求水準を達成しているか否かを確認する。
- ③ 市はモニタリングの結果、SPCが提供するサービスが要求水準に達していない場合には、改善勧告を行い、要求水準を達成するよう求める。状況を改善することができない場合、またはSPCが改善勧告にしたがわない場合には、契約を解除する場合がある。
- ④ モニタリング及びサービス購入料の減額等に係る詳細は、別紙2「モニタリング及びサービス購入料の減額等の方法説明書」のとおりとする。

4 事業内容または契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

事業内容または契約の解釈について疑義が生じた場合は、市とSPCは誠意をもって協議する。

また、契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

5 募集要項等に対する問合せ先（担当窓口）

募集要項等に対する問合せ先（担当窓口）は、以下のとおりとする。

加須市 上下水道部 農業集落排水課

〒347-0032 加須市花崎 2046 加須市環境浄化センター2階

電話：0480-65-5432

e-mail：noshu@city.kazo.lg.jp

- ④ 銀行が振出しまたは支払保証をした小切手
- ⑤ 銀行が引受けまたは保証若しくは裏書をした手形
- ⑥ 銀行に対する定期預金債権
- ⑦ 銀行等または保証事業会社の保証（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）

(3) 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- ① SPCが保険会社との間において、市を被保険者とし、保険金額を契約保証金額とする履行保証保険契約を締結した場合
- ② SPCから委託を受けた保険会社との間において、保険金額を契約保証金額とする工事履行保証契約を締結した場合

6 市とSPCの責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業は、市とSPCが適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスを提供することを旨とするため、原則としてリスクを生じた原因者がそのリスクを負担するものとする。

本事業において、施設整備業務及び維持管理・運営業務の責任は、SPCに帰すものであり、SPCが建設した農業集落排水施設については、原則としてSPCのリスクで性能保証を行う。

ただし、不可抗力等の、市またはSPCのいずれかの責めにも帰すことのできないものについては、原則として市がリスクを分担するものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市とSPCの責任分担は、事業契約によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うものとする。

リスク分担の程度や具体的内容について、募集要項等に示されていない場合、または不明確なものがある場合は、優先交渉権者と市との協議により定めるものとする。

(3) 金融機関との直接協定の締結

市は、事業の継続を確保する目的で、SPCに対して資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

【別紙1】

サービス購入料の算定方法及び支払い方法説明書

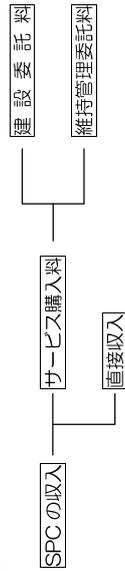
第1 サービス購入料の基本的考え方

1 SPCの収入

本事業におけるSPCの収入は、SPCが市に提供したサービスに対する対価として市がSPCに支払うサービス購入料である。

また、サービス購入料は、施設整備業務に対して支払われる建設委託料並びに維持管理・運営業務及び事業終了時の措置に対して支払われる維持管理委託料に区分される。

なお、SPCは、受益者から直接得られる収入を自らの収入とすることができ



(1) 建設委託料の構成

建設委託料は、農業集落排水施設の施設整備業務に要する費用及び業務を実施するためにSPCが必要とする費用から構成される。

なお、建設委託料のうち、施設整備費（割賦手数料を除いたもの）は、国庫補助金及び埼玉県交付金の対象となる補助対象事業費及びそれ以外の非補助対象事業費に区分される。

支払の区分	費用内訳	SPCが実施する業務
建設委託料	<ul style="list-style-type: none"> 設計費 工事監理費 建設費 保険料 建中金利 開業費 融資組成費 公租公課 会社運営費 その他費用 	<ul style="list-style-type: none"> 管路施設の設計及び関連業務 汚水処理施設の設計及び関連業務 管路施設の建設業務 汚水処理施設の建設業務 工事監理業務 処理機能調整工事業務 既設管路調査業務 周辺家屋等影響調査業務 各種申請等補助業務 住民対応業務
維持管理委託料	<ul style="list-style-type: none"> 割賦手数料 SPCの調達する資金の金利 	

(2) 維持管理委託料の構成

維持管理委託料は、農業集落排水施設（既設管路を含む。）の維持管理・運営業務及び事業終了時の措置に要する費用及び業務を実施するためにSPCが必要とする費用から構成される。

支払の区分	費用内訳	SPCが実施する業務
維持管理委託料	<ul style="list-style-type: none"> 人件費 電力費 上水道費 通信費 保守点検費 水質検査費 汚泥処分費 薬品費 修繕費 消耗品等費 清掃費 保険料 公租公課 会社運営費 その他費用 	<ul style="list-style-type: none"> 管路施設の維持管理業務 汚水処理施設の維持管理業務 農業集落排水施設の運営等業務
		<ul style="list-style-type: none"> 維持管理・運営業務 事業終了時の措置 維持管理・運営移管業務

(3) SPCの直接収入

SPCは、受益者の排水設備（対象家屋から公共ますまでの宅内配管、水洗化施設等）の設置工事、受益者の負担軽減のための分割払い制度等を実施し、受益者から直接得られる収入を自らの収入とすることができる。

2 サービス購入料支払いの考え方

(1) 建設委託料

ア 建設委託料（当該年度分）

市は、施設整備費の6割に相当する額を、国の補助金、県の交付金、受益者の分担金、地方債等により資金を調達し、建設委託料（当該年度分）として、設計及び建設期間中の各年度末に支払う。

ただし、地方債については、その起債条件と、イにおけるSPCの資金調達条件とを比較考量し、地方債がより有利な条件で調達可能な場合には、イのSPCが調達する資金の一部または全部を地方債により調達し、建設委託料（当該年度分）として、設計及び建設期間中の各年度末に支払う。

イ 建設委託料（過年度分）

ア以外の費用はSPCが調達することとし、市は、建設委託料（過年度分）として、SPCが調達する資金を元本とし、その利息を含めたものを、維持管理・運営期間中に分割して年1回支払う。

(2) 維持管理委託料

ア 市は、維持管理委託料を年12回に分けて支払う。

イ 維持管理委託料は、固定費及び変動費とする。

ウ 変動費は受益者の接続状況（接続率）により算定される接続率に比例して支払う。

3 市の支払うサービス購入料の財源

市がSPCに支払うサービス購入料の財源内訳を以下に示す。

(1) 建設委託料

ア 国の補助金

補助対象事業費の50%に相当する額が実施年度において市に交付される。

イ 県の交付金（平成19～21年度交付分）

補助対象事業費の7.5%に相当する額が実施年度の翌年度から5年間にわたり均等に分割されて市に交付される。

ウ 受益者の分担金

施設整備費の8.5%に相当する額を、市が「加須市農業集落排水事業受益者分担金の徴収に関する条例」に基づき、平成18年度から4回に分けて徴収する。

エ その他の財源

市が下水道事業債の借入、または市の一般会計からの繰入により確保する。

(2) 維持管理委託料

ア 県の交付金（平成22～26年度交付分）

補助対象事業費の7.5%に相当する額が実施年度の翌年度から5年間にわたり均等に分割されて市に交付される。

イ 施設使用料

農業集落排水施設の供用開始後に排水設備（宅内配管等）を設置し、使用を開始した受益者から市が「加須市農業集落排水処理施設設置及び管理条例」に基づき徴収する。なお、市では、1戸当たり月4,000円程度の施設使用料を想定している。

ウ その他の財源

市が市の一般会計からの繰入により確保する。

第2 建設委託料（過年度分）の提案

応募者は、1に示す市の建設委託料（過年度分）の返済条件を前提とし、2に示す市の起債に係る金利負担額と、民間資金の金利等負担額を比較し、民間資金で、より市の負担額が低くなる提案が可能である場合には、民間資金が有利である金額について、施設整備費の4割を上限として民間資金により調達する提案を行うものとする。

なお、建設委託料（過年度分）の提案を行わないことも可能である。

- 1 市の建設委託料（過年度分）の返済条件
市が支払う建設委託料（過年度分）の支払い条件は、以下のとおりとする。
返済期間：15年
据置期間：0年
金利：民間事業者からの提案による（固定金利）
返済方法：元利均等（年1回返済）
支払時期：年度当初（4月30日を支払期日とする。なお、当該支払期日が休日の場合は翌営業日の支払いとする。）
 - 2 提案審査に用いる地方債の起債金利
提案審査に用いる地方債の起債金利は、以下のとおりとする。
なお、応募者は、市が資格確認通知に添付して提示する平成18年10月2日時点における地方債金利により、市の起債に係る金利負担額と民間資金の金利等負担額とを比較し、提案を行うものとする。
起債金利 2.0%（平成18年7月20日現在、償還期間15年（据置0年）の固定金利、元利均等払）
- 第3 提案価格及び評価価格
- 1 提案価格の算定
応募者は、市が支払うサービス購入料の総額（以下「提案価格」という。）を提案する。提案価格は、建設委託料と維持管理委託料を合算した額とし、消費税及び地方消費税を含むものとする。
提案価格は、インフレ率及び割引率を考慮しない金額とする。
 - 2 評価価格の算定方法
本事業を実施する民間事業者の選定において、価格の評価に用いる価格（以下「評価価格」という。）は、以下のとおりとする。
なお、評価価格は、インフレ率及び割引率を考慮しない金額とする。
また、提案にかかる民間資金と地方債の優劣の比較は、主として金利の利率の比較により行われることになるが、その他の要素についても比較の対象とする場合がある。
- ① 提案にかかる民間資金が地方債よりも有利なものと判断された場合で、かつ建設委託料（過年度分）の全部を民間資金で調達する提案がなされた場合

- 評価価格 = 提案価格
- ② 提案にかかる民間資金が地方債よりも有利なものと判断された場合で、かつ建設委託料（過年度分）の一部のみを民間資金で調達する提案がなされた場合
評価価格 = 提案価格 + 地方債利息
 - ③ 提案にかかる民間資金が地方債よりも不利なものと判断された場合
評価価格 = （提案価格 - 民間資金に係る利息相当額 - 融資手数料） + 地方債利息
 - ④ 民間資金の提案がなされなかった場合
評価価格 = 提案価格 + 地方債利息
- 第4 サービス購入料の支払い方法
- 1 支払いの基本的考え方
市は、別紙2「モニタリング及びサービス購入料の減額等の方法説明書」に基づきモニタリングを行い、業務要求水準書に定められたサービス水準が満たされていることを確認した上で、SPCに対してサービス購入料を支払う。
 - 2 建設委託料（当該年度分）
市は、建設委託料（当該年度分）を、中間検査のモニタリングの結果により、設計業務、建設業務とも毎年度の出来高に応じて平成18年度から平成21年度の各年度末に以下に示す方法により支払う。
① 平成18年度から20年度の市の支払額は、各年度の出来高の90%を上限とする。
SPCは、出来高が決定された後、速やかに市に請求書を提出する。市は、請求があった日から30日以内に支払う。
② 平成21年度の市の支払額は、建設委託料（当該年度分）と前年度までに支払った額の差額とする。建設委託料の改定があった場合は、それを考慮する。
SPCは、完成及び引渡し検査に合格した後、速やかに市に請求書を提出する。市は、請求があった日から30日以内に支払う。
- (1) 出来高の確認及び算定方法
ア 設計業務

市は、毎年度末に提出される中間検査報告書及び設計業務完了時に提出される設計図書の確認を行い、イ、①に示す方法により各年度の出来高を決定する。

イ 建設業務

市は、以下に示す方法により各年度の出来高を決定する。

- ① SPCは、契約締結後に市に提出し、確認された提案価格の積算内訳書に基づき、毎年度末に翌年度の工程表、建設委託料及び建設委託料の積算内訳書を市に提出し、確認を受ける。
- ② 市及びSPCは、毎年度末に業務要求水準書に基づき中間検査を行う。
- ③ SPCは、②の検査に基づき、①の書類により、出来高を算定し、市に提出し、確認を受ける。
- ④ 市は、①により、年度ごとに建設委託料（当該年度分）を確保する。各年度ごとの建設委託料（当該年度分）の支払額は、契約締結後に市に提出し、確認された提案価格の積算内訳書及び各年度末に提出される建設委託料の積算内訳書に基づき市が決定する額を上限とする。

费率 6-36

3 建設委託料（過年度分）

- ① 市は、SPC調達資金を元本とした建設委託料（過年度分）について、割賦元本と割賦支払利息の合計額を第2の1に示す方法でSPCに支払う。
- ② 平成22年度から平成36年度の各年度当初（4月30日）を支払期日とする。なお、当該支払期日が休日の場合は翌営業日の支払いとすると、年1回、計15回にわたって支払う。
- ③ 割賦金利は、提案による金利とする。

- ④ SPCは、毎年度当初に市に請求書を提出する（提出期限毎年度4月10日）。なお、当該請求書の提出日が提出期限を超過した場合は、市からSPCへの支払いが遅延する場合もある（この場合、支払期日（4月30日）の翌日から実際の支払日までの間の経過利息については市は負担しない）。

4 維持管理委託料

市は、維持管理委託料として、固定費と変動費を合算した額を平成22年度から平成36年度の維持管理・運営期間中に年12回、計180回にわたり、SPCに支払う。

市は、業務報告書受領後、SPCから請求があった日から30日以内に支払う。

(1) 固定費

維持管理委託料のうち固定費は、維持管理・運営業務に要する費用のうち、

定期的に支出する以下の費用とする。

人件費、電力費の基本料金、上水道費、通信費、保守点検費、水質検査費、修繕費、消耗品等費、清掃費、保険料、公租公課、会社運営費、その他費用

(2) 変動費

維持管理委託料のうち変動費は、維持管理・運営業務に要する費用のうち、農業集排水施設への接続状況により変動する以下の費用とする。

電力費（基本料金を除く）、汚泥処分費、薬品費

(3) 変動費の算定方法

変動費は、原則として提案のあった変動費に算定時点の同意戸数に対する接続戸数の比率（以下「接続率」という。）を乗じて得た額とする。

変動費の支払額 = 提案による変動費 × 接続率（接続戸数 / 同意戸数）

なお、変動費の詳細な算定方法は以下のとおりとする。

- ① 接続率が20%に達するまでは、2箇月毎に接続率を調査し、20%を乗じて得た額を翌月からの変動費に反映する。
- ② 接続率が20%を越え95%に達するまでは、2箇月毎に接続率を調査し、接続率を乗じて得た額を翌月からの変動費に反映させる。
- ③ 接続率が95%を越えた月以降は、100%を乗じて得た額を翌月からの変動費に反映させる。

第5 サービス購入料の金額改定

1 物価変動による改定

(1) 建設委託料

建設委託料の物価の変動による改定は原則として行わない。

ただし、特別な要因により、主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が工期内に生じ、建設委託料が不適当となった場合、市またはSPCは、建設委託料の変更を請求することができる。

また、予期することの出来ない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションが工期内に生じ、建設委託料が著しく不適当となった場合、市またはSPCは、建設委託料の変更を請求することができる。

上記の場合において、建設委託料の変更額は、市及びSPCが協議して定めらる。

(2) 維持管理委託料

維持管理委託料の物価の変動による改定は以下のとおりとする。

- ① 事業契約時に定める維持管理委託料を基準額とし、各年度の対価を前年度10月1日時点で公表されている最新の物価変動指標に基づいて確定する。改定した維持管理委託料は翌年度4月1日以降の支払いに反映させる。
- ② 企業向けサービス価格指数(下水道)に基づく改定については、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。前回改定が行われた時(改定がない場合は平成18年10月24日時点で公表されている最新の指数)と比べて1%以上の変動が認められる場合に維持管理委託料の改定を行う。

改定後の支払額： $APt = APz \times (CSPIt-1 / CSPItz)$

ただし、 $(CSPIt-1 / CSPItz - 1) \geq 1.0\%$

または、 $-1.0\% \geq (CSPIt-1 / CSPItz - 1)$

APt :改定後の支払額

APz :前回改定時の支払額

CSPIt-1 :改定時の前年度の企業向けサービス価格指数

CSPItz :前回改定時の企業向けサービス価格指数

- ③ 電力費の改定については、上記②によらず、改定された料金表により計算された額とする。

- 2 増加費用等の算定及びサービス購入料の改定
 - (1) 市が負担する増加費用等
市が負担する増加費用等は、業務要求水準書に示すとおりである。

(2) 増加費用等の算定

増加費用等は、以下の資料に基づき、実際の現場条件を勘案してSPCが算定し、市と協議を行い決定する。

- ① 技術提案書様式に基づき算定された以下の工事の直接工事費の概算金額
 - ・水道管の切り直し等工事
 - ・管路埋設後の道路復旧工事のうち、舗装復旧工事
 - ・既設管路との接続工事
 - ・水路を横断する施設の工事

- ② 第4の2の(1)イ①で市が契約締結後及び毎年度末に確認した提案価格の積算内訳書

(3) 増加費用等に伴うサービス購入料の支払い

A 建設委託料

建設委託料に係る増加費用等は、市において、増加費用の支払に関する予算措置が行われた後、速やかに支払われる。ただし、市は、建設委託料の増額を行うことにより、増加費用等の支払いに代えることができる。

なお、建設委託料に係る増加費用等の建設委託料(当該年度分)と建設委託料(過年度分)は、提案時の配分比率により決定することを原則とする。

	主たる維持管理・運営業務	使用する指標
管路施設の維持管理	管路施設の保守点検	・電力費を除く費用 企業向けサービス価格指数 (下水道) 【出典：日本銀行物価指数月報】
	管路施設の清掃	
汚水処理施設の維持管理	管路施設の修繕・更新	・電力費 電力料金の改定に連動
	汚水処理施設の運転	
	汚水処理施設の保守点検	
	水質検査	
	汚水処理施設の清掃	
農業集落排水施設の運営等	汚泥の処理・処分	・電力費 電力料金の改定に連動
	汚水処理施設の修繕・更新	
	安全衛生対策	
水処理施設の運営等	緊急時における体制等の確保	・電力費 電力料金の改定に連動
	住民対応	
	見学者の対応	

- 3 モニタリングによる減額
市は、モニタリングの結果、SPCが実施した維持管理・運営業務について、業務要求水準書に規定された水準を満たしていないことが認められた場合は、維持管理委託料を減額するものとする。
維持管理委託料の減額については、別紙2「モニタリング・サービス購入料の減額等の方法説明書」のとおりとする。

- イ 維持管理委託料
維持管理委託料に係る増加費用等は、市及びSPCの協議により、支払い方法を決定する。

第6 建設委託料の補助対象事業費、非補助対象事業費の計算

市は、補助金申請等に関する事務手続きにおいて、建設委託料を補助対象事業費と非補助対象事業費に適切に区分する必要がある。

応募者は、提案時に様式BP-3-2により建設委託料を補助対象事業費と非補助対象事業費に区分するものとする。

また、契約締結後、設計業務完了後及び毎年度提出する建設委託料の内訳書において、市の指示により、補助対象事業費と非補助対象事業費に区分するものとする。

SPCは、設計・建設期間中において、補助対象事業費及び非補助対象事業費の区分に常に配慮し、市の行う補助金申請等に関する事務手続きを支援する。

補助対象事業費と非補助対象事業費の算定方法の基本的な考え方は以下のとおりである。

(1) 非補助対象事業費の範囲

ア 管路施設

末端1戸のみが利用している区間にある管路施設の建設に要する費用とする。なお、区間の取り方は、自然流下式ではマンホールを、真立式及び圧力式では末端から2戸めの合流点を境界とする。

イ 汚水処理施設

門扉、門扉、外柵の建設費用とする。

ウ 設計費、調査測量費、その他設計関連業務費及びその他費用

直接工事費全体に対する上記費用の比率を当該費用に乗じて得た総額。

(2) 補助対象事業費の範囲

(1) 以外の費用とする。

【別紙2】

モニタリング及びサービス購入料の減額等の方法説明書

第1 モニタリングとサービス購入料の減額等の基本的考え方

1 基本事項

モニタリングについては、SPCにおいて行う自己監査（セルフモニタリング）と自立的改善が十分に機能するように措置されることを前提とする。

市は、この前提をもとに、SPCから提供されるサービスが業務要求水準書に示す要求水準（以下「要求水準」という。）を達成していることを確認するため、モニタリングを実施する。

モニタリング結果は、市がSPCにサービス購入料を支払う根拠となる。

モニタリングの結果、SPCの提供するサービスが要求水準を満たしていない場合には、サービス購入料を減額することがある。

また、このような場合、SPCに対し、改善勧告を行い、要求水準を達成するよう求め、SPCが状況を改善することができない場合、あるいは状況を改善しない場合には、サービス購入料の支払いを保留したり、PFI 事業契約を解除したりすることがある。

2 モニタリングの対象及び要求水準未達の場合の考え方

支払区分	モニタリングの対象業務	要求水準未達の場合の措置	
		減額措置	改善等の手続
建設委託料	施設整備業務 管路施設の設計及び関連業務 汚水処理施設の設計及び関連業務 管路施設の建設業務 汚水処理施設の建設業務 工事監理業務 処理機能調整工事業務 既設管路調査業務 周辺家屋等影響調査業務 各種申請等補助業務 住民対応業務	建設委託料の減額は行わない。	①改善勧告（改善勧告に伴う状況の改善措置に要する費用はSPCの負担とする。） ②支払い留保 ③契約解除

維持管理委託料	維持管理・運営業務	管路施設の維持管理業務 汚水処理施設の維持管理業務	維持管理委託料の減額を行う。	①改善勧告 ②支払い留保 ③減額 ④契約解除
	事業終了時の措置	農業集排水施設の運営等業務 維持管理・運営移管業務	維持管理委託料の減額は行わない。	①改善勧告 ②契約解除 ①改善勧告

3 モニタリング実施計画書の作成

SPCは、契約締結後、モニタリング実施計画書を作成し、市の確認を受けるものとする。モニタリング実施計画書には、モニタリングの時期、内容、実施体制、手順及び様式等を記載する。

4 各業務実施時に行われる検査、報告等とモニタリングの関係

各業務実施時に行われる法令、工事共通仕様書等に基づく検査、報告、協議等は、モニタリングとして位置付ける。市は、SPCからの報告及び市自ら行うモニタリングにより、本事業の実施状況が適正かどうかを確認する。

5 費用の負担

モニタリングに要する費用は、市及びSPCそれぞれが自ら負担する。

第2 施設整備業務

1 モニタリングの方法

(1) 業務報告書の提出

SPCは、埼玉県土木工事共通仕様書等に規定する検査、報告等を行うとともに、SPC自らが日常モニタリングを行うための業務日誌を作成する。さらに、これらに基づき、業務報告書を毎月作成し、市へ提出する。

SPCは、各年度末において、市による中間検査を受検するため、当該年度の出来形等が確認できる資料を市へ提出する。市へ提出する報告書の様式は、加須市建設工事請負契約款等に定めるものを使用する。

(2) 業務実施状況の確認

市は、SPCから提出された業務報告書に基づき、定期モニタリングを行い、業務の実施状況を確認する。

また、市は、必要に応じて自ら業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モ

ニタリングを行う。

なお、市は、埼玉県土木工事共通仕様書等に基づく検査（確認を含む）及び立会い等を随時モニタリングとして行う。

SPCは、市が行うモニタリングに協力しなければならぬ。

2 モニタリングの項目と確認方法

(1) 設計時

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
基本設計	要求水準書に示す内容	随時及び完了時	基本設計図書の確認
実施設計	要求水準書に示す内容	随時及び完了時	実施設計図書の確認
既設管路の調査	要求水準書に示す内容	実施時	調査報告書の確認

(2) 建設時

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
施工計画 建設	要求水準書に示す内容 要求水準書に示す内容 工事工程表と工事の実績の確認	策定時 1回/月 及び随時	施工計画書の確認 工事施工管理状況の報告書類等による確認 現場確認及び計測
工事監理	要求水準書に示す内容	1回/月 及び随時	工事監理報告書等による確認 現場確認及び計測

(3) 中間検査時

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
中間検査	要求水準書に示す内容 土木工事標準仕様書等との確認 各種試験・検査結果の確認	1回/年	中間検査報告書による確認 現場確認及び計測

(4) 完成時(引渡し及び処理機能調整工事)

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
完成及び引渡し検査	要求水準書に示す内容 関係官公署の審査・検査結果の確認 試運転等の結果の確認 完成検査結果の確認 竣工検査	完成時	モニタリング方法 完成検査報告書、竣工検査書類等による確認 現場確認及び計測

処理機能調整工事	要求水準書に示す内容	実施時	維持管理要領書の確認
----------	------------	-----	------------

(5) 非常事態の発生時

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
非常事態の発生時の対応	事故等発生時の状況及び対応状況	発生時	提出書類による確認 現場確認

3 要求水準未達成の場合の措置

(1) 改善勧告

市は、要求水準を満たさない状況が発生した場合、SPC に対し、業務の改善等適切な措置を要求する。

SPC は、改善内容及び改善期間等を定めた改善計画書を作成し、市に提出して承諾を得る。

(2) 改善状況のモニタリング

市は、定期または随時モニタリングにより、改善計画書に基づく改善状況の確認を行う。

(3) 再度の改善勧告

市は、(2) のモニタリングの結果、改善計画書に基づく改善が認められない場合、再度改善を勧告するとともに、上記(1)及び(2)の手続きを行う。

(4) 事業契約の解除

市は、上記(3)の手続きを経ても改善が認められず、今後も改善の見込みがないと判断した場合、事業契約を解除する。

(5) 支払いの留保

市は、中間検査時及び完成時において、中間検査または完成検査の結果、要求水準に満たない状況が確認された場合、状況が改善されるまでの間、建設委託料の一部の支払いを留保する。

SPC は、改善計画書を提出し、市の承諾を得た上で、改善措置を講じる。

市は、SPC の改善措置が完了した後、再度中間検査または完成検査を行い、その結果、要求水準を満たすことが確認された場合には、支払いの留保を解除する。

第3 維持管理・運営業務

1 モニタリングの方法

(1) 報告書の提出

SPC は、業務日誌（処理方式により浄化槽法で定められる巡回管理の頻度による）及び業務要求水準書に示す管路施設及び汚水処理施設の維持管理業務に係る各種業務報告書を毎月作成し、市へ提出する。

(2) 業務実施状況の確認

市は、SPC から提出された業務報告書に基づき、定期モニタリングを行い、業務の実施状況を確認する。

また、市は、必要に応じて自ら業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行う。

SPC は、市が行うモニタリングに協力しなければならない。

2 モニタリングの項目と確認方法

(1) 管路施設の維持管理業務

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
保守点検	要求水準書に示す内容	1回/月	保守点検結果報告書の確認 現地確認
清掃	要求水準書に示す内容	1回/月	清掃等結果報告書の確認 現地確認
修繕・更新	要求水準書に示す内容	1回/月	修繕結果報告書の確認 修繕後の性能確認報告書の確認 現地確認

(2) 汚水処理施設の維持管理業務

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
保守点検	要求水準書に示す内容	1回/月	保守点検結果報告書の確認 現地確認
水質検査	要求水準書に示す内容	1回/月及び随時	法定点検結果の報告書の確認 水質結果報告書の確認 現地確認

清掃及び汚泥の運搬	要求水準書に示す内容 汚泥の搬出・運搬状況	1回/月	清掃等結果報告書の 確認 現地確認
修繕・更新	要求水準書に示す内容	1回/月	修繕結果報告書の 確認 修繕後の性能確認 報告の確認 施設修繕計画書の 確認 現地確認

(3) 運営業務

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
安全衛生管理	要求水準書に示す内容	開始時 及び随時	安全衛生対策の計 画書の確認 現地確認
緊急時の対応	要求水準書に示す内容 タータの伝送状況	開始時 及び 発生時	緊急時対応マニユ アルの確認 緊急事態の報告の 確認
住民対応	要求水準書に示す内容	1回/月	住民対応状況の報 告の確認
財務状況	公認会計士等の監査の 結果	1回/年	財務状況報告によ る確認

3 要求水準未達成の場合の措置

(1) 維持管理委託料の減額

市は、要求水準を満たさない状況が維持管理委託料の減額の対象である場合、減額ポイントを付与し、四半期毎のポイントの累積状況により、維持管理委託料の一部を減額する。

(2) 改善勧告

市は、要求水準を満たさない状況が繰り返り発生している場合及び重大であると認められる場合、業務の改善等適切な措置を要求する。

SPCは、改善内容及び改善期間等を定めた改善計画書を作成し、市に提出して承諾を得る。

(3) 改善状況のモニタリング

市は、定期または随時モニタリングにより、改善計画書に基づき改善状況の確認を行う。

(4) 再度の改善勧告

市は、(3)のモニタリングの結果、改善計画書に基づく改善が認められない場合、再度の改善勧告を行うとともに、上記(2)及び(3)の手続きを行う。

(5) 事業契約の解除

市は、上記(4)の手続きを経ても改善が認められず、今後も改善の見込みがないと判断した場合、事業契約を解除する。

4 サービス購入料の減額措置

(1) 減額措置の考え方

市は、表1に示す減額の対象業務について、四半期毎に減額ポイントを累計し、表2に示す累計減額ポイントに対応する減額割合を当該四半期の支払額に乘じた額を、次期四半期の支払額から差し引く。なお、四半期毎に累計した減額ポイントは、翌期に繰り越さない。

表1 サービス購入料減額の対象業務及び減額ポイント

対象業務	確認事項	減額ポイントの発生	減額ポイント
汚水処理施設の運転 (処理機能の停止)	処理機能の停止 期間	1日以上 (SPCの責に帰らない 場合(停電、流入水の異 常等)は、その事象が解 消されてからの経過日数 とする。)	20P
汚水処理施設の保 守点検・水質検査 (放流水質の悪化)	放流水質が業務 要求水準書に示 す値を超える期 間	上記を超えた場合、1日 毎に	1P追加
管路施設の保守点 検 (流送機能の停止)	農業集落排水施 設が使用不能と なっている区域 及び期間	3日以上 上記を超えた場合、1日 毎に	5P 1P追加
		処理区の25%未満の区 域が1週間以上	10P
		処理区の25%以上 50%未満の区域が1週 間以上	15P
		処理区の50%以上の区 域が1週間以上	20P
		上記を超えた場合、1日 毎に	1P追加

管路施設の保守点検 (流送機能の不具合)	道路の陥没、マンホールの脱落等 一般交通等に支障を与えた期間	事象の発見から応急措置の実施までに1日以上 応急措置の実施から本復旧開始までに2週間以上 上記を超えた場合、1日毎に	20P 20P 1P追加
	硫化水素の発生、不明水の流入、汚水の流出	事象の発見から調査の開始までに1カ月以上 上記を超えた場合、1週間毎に	10P 1P追加

表2 減額ポイントによる減額割合

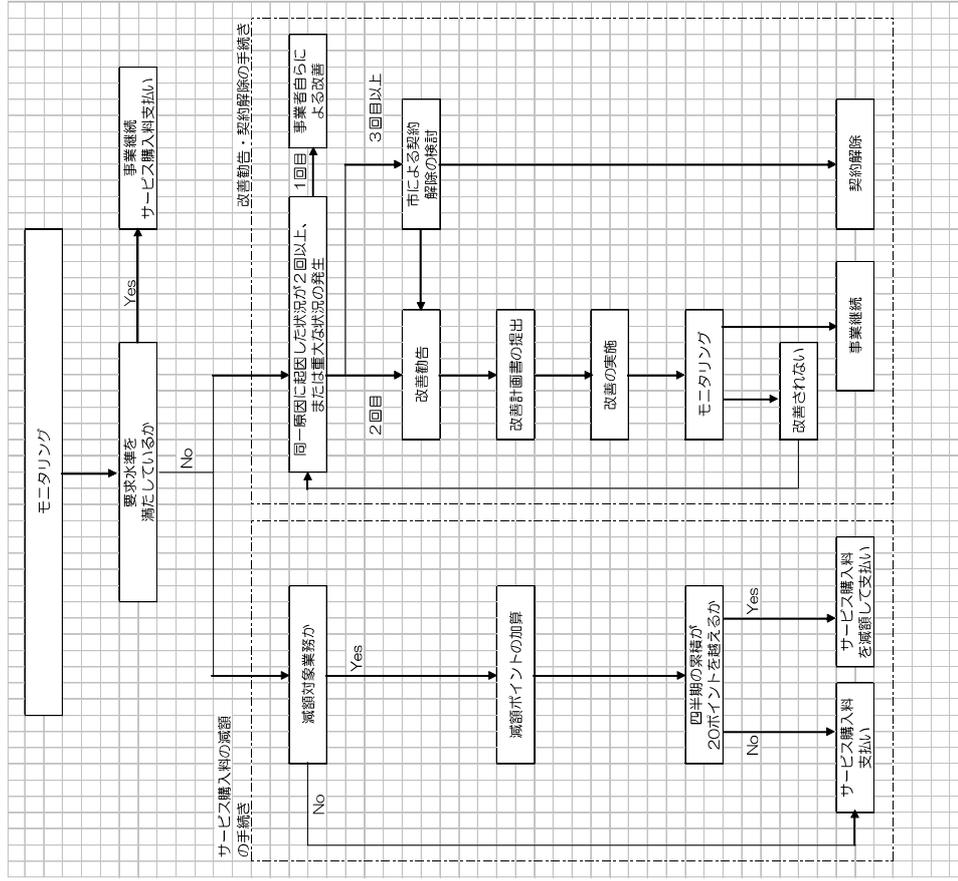
累計減額ポイント	減額割合の計算方法	減額の幅
20ポイント未満	減額なし	減額なし
20ポイント以上 60ポイント未満	1ポイントを超える毎に0.5%減額 (20ポイントで0.5%減額)	0.5%~20%
60ポイント以上 99ポイント未満	1ポイントを超える毎に1.0%減額 (60ポイントで2.1%減額)	21%~60%
100ポイント以上	-	60%

(2) 減額ポイントを加算しない場合

減額の対象となる状況の発生が以下に起因する場合は、減額ポイントを加算しない。

- ① SPCの責めによらない原因で減額の対象となる事象が発生した場合(既設管路の瑕疵を含み、表1に記載のある場合を除く。)
- ② 市がやむを得ないと認める原因で減額の対象となる事象が発生した場合

5 モニタリングの流れ



第4 事業終了時の措置

1 モニタリングの方法

市は、事業終了後の維持管理・運営業務を継続して実施していくため、事業終了時に、農業集落排水施設が業務要求水準書等に示す状態にあるか否かの終了前検査をモニタリングとして実施する。

2 モニタリングの項目と確認方法

SPCは、市の実施する終了前検査に当たり、自ら農業集落排水施設の状態をモニタリングし、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

市は、業務要求水準書に基づき、SPCから提出された図書の確認、終了前検査を行い、農業集落排水施設の状態をモニタリングする。

3 要求水準未達成の場合の措置

(1) 改善勧告

市は、モニタリングの結果、要求水準を満たしていない状況であった場合、SPCに対し、適切な措置を要求する。

SPCは、改善内容及び改善期間等を定めた改善計画書を作成し、市に提出して承諾を得る。

(2) 改善状況のモニタリング

市は、随時モニタリングにより、改善計画書に基づく改善状況の確認を行う。

(3) 再度の改善勧告

市は、(2)のモニタリングの結果、改善計画書に基づく改善が認められない場合、再度改善を勧告するとともに、上記(1)及び(2)の手続きを行う。

(4) 支払いの減額

市は、事業終了時まで上記(3)による改善が認められない場合、自らが改善を行う場合に想定される適切な費用を限度に、支払い未了のサービス購入料から減額を行い、それでも不足する場合は、不足額を民間事業者に請求する。

第5 本事業の早期効果発現のための業務

1 モニタリングの方法

SPCは、提案に基づき、地元の受益者団体である加須市大越処理区農業集落排水事業組合と排水設備（宅内配管、水洗化設備等）設置工事及び受益者の負担軽減のための分割払い制度等の実施に関する協定書を締結し、写しを市に提出する。

2 モニタリングの項目と確認方法

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
本事業の早期効果発現のための業務	協定書	締結時	提案内容と協定書の内容の確認

3 要求水準未達成の場合の措置

市は、モニタリングの結果、要求水準を満たしていない状況であった場合、SPCに対し、業務の改善等適切な措置を要求する。

目 次

第1	総則	1
1	業務要求水準書の適用	
2	用語の定義	
3	事業の内容	
4	関係法令等	
5	国及び埼玉県からの助成への対応	
6	本事業の進め方	
7	事業の考え方	
8	市による事業監視の実施（モニタリング）	
9	個別業務に関する要求水準書の構成	
第2	施設整備業務 細則	14
1	管路施設の設計及びその関連業務	
2	汚水処理施設の設計及びその関連業務	
3	管路施設の建設業務	
4	汚水処理施設の建設業務	
5	工事監理業務	
6	処理機能調整工事業務	
7	既設管路調査業務	
8	周辺家屋等影響調査業務	
9	各種申請等補助業務	
10	住民対応業務	
第3	維持管理・運営業務 細則	76
1	維持管理・運営の業務の範囲	
2	管路施設の維持管理業務	
3	汚水処理施設の維持管理業務	
4	農業集落排水施設の運営等業務	
第4	本事業の早期効果発現のための業務 細則	90
1	排水設備設置工事	
第5	事業終了時の措置 細則	92
1	基本的な考え方	

加須市大越処理区農業集落排水事業

業務要求水準書

平成18年7月25日

埼玉県加須市

第1 総則

- 2 協議開始時期
- 3 維持管理・運営移管業務

1 業務要求水準書の適用

本業務要求水準書は、加須市（以下「市」という。）が加須市大越地区農業集落排水事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく特定事業として実施するに当たり、本事業を構成する各業務について、事業区域の状況等の前提条件及び市が求めるサービスの水準を定めるものである。

2 用語の定義

本書で用いる用語の定義を以下に示す。なお、ここに記された以外の用語の定義については、募集要項及び事業契約書（案）に記された定義を用いるものとする。

- ・「指示」とは、市がSPCに対し、事業の実施に必要な事項について、書面等をもって示し、実施させることをいう。
- ・「提出」とは、SPCが市に対し、事業に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- ・「報告」とは、SPCが市に対し、事業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- ・「通知」とは、SPCが市に対し、または市がSPCに対し、事業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- ・「確認」とは、契約図書等に示された事項について、臨場または関係資料により、その内容について契約図書等との適合を確かめることをいう。
- ・「農業集落排水施設」とは管路施設及び汚水処理施設をいう。
- ・「管路施設」とは、管路、中継ポンプ、マンホール、取付管、公共ます等からなる管路施設をいう。
- ・「汚水処理施設」とは、処理水槽、建屋、各種機械設備、電気設備等からなるし尿及び生活排水を処理する施設をいう。
- ・「SPC」とは、市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
- ・「応募者」とは、本事業の公募に対して、応募を行う者をいう。
- ・「技術提案書」とは、応募者が募集要項等に基づき作成し、期限内に提出する書類及び図書をいう。
- ・「募集要項等」とは、募集要項及び付属資料（質問回答書も含む）の一切をいう。
- ・「計画処理水質」とは、汚水処理施設から放流する水質の基準をいう。
- ・「既設管路」とは、加須市大越処理区において、既に市により整備された管路施設をいう。

(別紙資料)

- | | |
|------|---------------|
| 別紙-1 | SPCが加入すべき保険 |
| 別紙-2 | 大越処理区内の公共施設一覧 |
| 別紙-3 | 流入人口算定表 |

(添付資料)

- | | |
|-------|--|
| 別添-1 | 管路施設旧実施設計書 |
| 別添-2 | 加須市大越処理区農業集落排水事業計画一般図 |
| 別添-3 | 加須市大越処理区管路施設平面図 |
| 別添-4 | 首都圏氾濫区域堤防強化対策事業区域図 |
| 別添-5 | 加須市認定路線網図 |
| 別添-6 | 舗装復旧標準断面図 |
| 別添-7 | 加須市給配水管管理図 |
| 別添-8 | NTT埋設線位置図 |
| 別添-9 | 大越ハツ田土地改良区パイプライン計画平面図・標準断面図 |
| 別添-10 | 水資源機構利根中央水崎玉用水路平面・縦断面図 |
| 別添-11 | 加須市水路網図 |
| 別添-12 | 平成13年度農業集落排水事業（大越地区）地質調査業務委託報告書 |
| 別添-13 | 夏期地下水位測定位置図 |
| 別添-14 | 埋蔵文化財包蔵地位置図 |
| 別添-15 | 加須市大越処理区管路施設縦断面図 |
| 別添-16 | 路線バス運行状況図 |
| 別添-17 | 加須市農業集落排水事業用グラントマンホールφ600小型グラントマンホールφ300（直接蓋）グラントマンホールφ900-600（親子蓋）仕様書 |
| 別添-18 | 放流先水路図 |
| 別添-19 | 放流先水路標準断面図 |
| 別添-20 | 場内舗装構成図 |
| 別添-21 | 躯体マンホールの施工図 |
| 別添-22 | マンホールポールの仕様及び据付図 |
| 別添-23 | 平成18年3月27日付け、農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会委員長通知 |
| 別添-24 | 汚水処理施設用地図 |